

公的弁護制度検討会地方実情調査資料

平成15年9月1日

北見方面北見警察署

1 主な捜査部門（刑事・生活安全）の体制

刑事第一課 課長以下15名

刑事第二課 課長以下 9名

生活安全課 課長以下12名

合計36名

2 平成14年中の送致人員等の状況

区分	送致人員	逮捕人員
刑法犯	285	102
特別法犯	57	34

3 犯罪傾向

(1) 児童・生徒等を対象とした犯罪の増加

(2) 捜査の複雑・困難・長期化及び多様化

4 逮捕時から送検時までの捜査活動の概要

例えば、午後11時に発生した現場通報による傷害事件の被疑者の現行犯逮捕又は緊急逮捕事案を想定

【事件発生日～翌日午前】

被害者の救護、関係者・目撃者の確保と事情聴取、現場における事実認定・擬律判断、被疑者の逮捕、被疑者の診療護送、現場保存・鑑識活動、証拠品の押収、現場等の実況見分、マスコミ発表、被害者・関係者の取調べ、被疑者の身上・前科関係等の事実照会、捜査書類の作成（逮捕手続書、参考人供述調書、実況見分調書、証拠品押収関係書類、各種捜査報告書、弁解録取書等）、被害者等作成書類等の受理、令状請求（緊急逮捕の場合）、共犯被疑者の分散留置等

【翌日午後】

被疑者の取調べ（身上関係・事実関係）、証拠品の精査、各種裏付け捜査の実施、引き続き捜査書類の作成（上記以外にも送致書等の送致関係書類、写真撮影報告書等）、身上等照会文書の発出等

【翌々日】

午前

引き続き被疑者の取調べ、送致準備（送致関係書類の編綴、送致書類の謄本作成等）、各級幹部による決裁、警察署を出発

午後1時

釧路地方検察庁北見支部に身柄付き送致

5 分散留置の実情

共犯被疑者逮捕の際は、隣接警察署等に被疑者を分散し、委託留置となるが、方面管内の隣接警察署で最も近い警察署が約30キロメートル、最も遠距離にある警察署が約100キロメートルに位置することから、被疑者の取調べ時間や捜査員が送致事務を行う時間が制約される。